

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る 体制等に関する届出等における留意点について

1 各サービス共通事項

- ① 「地域区分」は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）第 2 号に規定する地域区分をいい、事業所の所在する地域の地域区分を記載すること。
- ② 「割引」については、訪問型サービス、通所型サービスを実施する事業所が、介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表に定める額より低い額で総合事業サービスを実施する場合に、「あり」と記載すること。なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる（別紙 2 0）「介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について」を添付することとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙 2 0 により届出を求めるものとする。
- ③ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」で設備等に係る届出を行う場合は、当該施設又は設備等の状況が分かる「平面図」を添付すること。
- ④ 「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、（別紙 7）「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付すること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表（変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表）等により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない。
- ⑤ 訪問型サービス、通所型サービスで、サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載すること。

2 訪問型サービス

- ① 「サービス提供責任者体制の減算」については、厚生労働大臣が定める利用者等（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号。以下「94 号告示」という。）第二号に該当するサービス提供責任者を配置する場合に、「あり」と記載すること。ただし、95 号告示第二号に該当する場合は、「なし」と記載し、（別紙 2 1）「サービス提供責任者体制の減算に関する届出書」を添付すること。
- ② 「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生労働大臣の定める地域（平成十二年厚生省告示第二十四号）及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十四号）に該当する場合に、「あり」と記載すること。
- ③ 「中山間地域における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）第一号に該当する場合に、「該当」と記載すること。また、「規模に関する状況」については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号。以下「96 号告示」という。）第 1 号に該当する場合に、「該当」と記載すること。
- ④ 「生活機能向上連携加算」については、介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表りに該当する場合に、「あり」と記載すること。
- ⑤ 「介護職員処遇改善加算」については、95 号告示第四号イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と、同号ニに該当する場合は「加算Ⅳ」、同号ホに該当する場合は「加算Ⅴ」と記載すること。

3 通所型サービス

- ① 「施設等の区分」については、96号告示第五号イに該当する場合は「小規模型事業所」と、同号ロに該当する場合は「通常規模型事業所」と、同号ハに該当する場合は「大規模型事業所(Ⅰ)」と、同号ニに該当する場合は「大規模型事業所(Ⅱ)」と、同号ホに該当する場合は「療養通所介護事業所」と、それぞれ記載すること。
- ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第九十三条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載すること。なお、職員の欠員とは、指定通所介護の単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。
- ③ 「若年性認知症利用者受入加算」については、95号告示第十八号に該当する場合に、「あり」と記載すること。
- ④ 「生活機能向上グループ活動加算」については、介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表ロに該当する場合に「あり」と記載すること。
- ⑤ 「運動機能向上体制」については、介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表ハに該当する場合に「あり」と記載すること。
- ⑥ 「栄養改善体制」については、介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表ニに該当する場合に「あり」と記載すること。
- ⑦ 「口腔機能向上体制」については、介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表ホに該当する場合に「あり」と記載すること。
- ⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙22)「サービス提供体制強化加算に関する届出書(通所型サービス(独自))」を添付すること。
- ⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問型サービスと同様であるので、2⑤を準用すること。